

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け支援制度のご案内

経済産業省 中小企業庁 中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

申請メ切
今月末迄!

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

★注意★ 事前確認の締切は5月26日(木)までです。

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

★当所会員は電話による“簡略化”の事前確認ができます。※5月26日(木)メ切

東金商工会議所 TEL0475(52)1101

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

千葉県感染拡大防止対策協力金

第17弾

協力要請期間	3月7日(月)～3月21日(月)
支給額	●千葉県飲食店感染防止基本対策確認店 ※1参照 ●千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店
	1店舗あたり37万5千円～112万5千円
	上記以外の店舗
	協力金の対象にはなりません
申請開始	3月28日(月)
申請期限	5月12日(木)

申請要領は当所窓口にて配布しております。

※1【重要】営業実態要件 令和3年10月25日以降、営業実態があること。
(当該期間においてすべて休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)

問 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

TEL 0570-783939

受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日含む)

※過去の協力金(第1弾～第14弾)と電話番号が異なります。

【千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト】



第8回 小規模事業者

持続化補助金 <一般型>

小規模事業者等が経営計画に基づく地道な販路開拓等の取組や業務効率化(生産性向上)に取組む経費の一部を補助する【小規模事業者持続化補助金<一般型>】の公募が開始されました。

本紙面に掲載されている情報は抜粋したものです。必ずホームページの要領を確認の上お申し込みください。

小規模持続化補助金特設サイト <https://r3.jizokukahojokin.info/>



- ◆対象者 小規模事業者(商業・サービス業は常時従業員5人以下、製造業その他は常時従業員20人以下)
- ◆補助上限額 通常枠50万円(その他別枠あり)
- ◆補助率 2/3(別枠、別途補助率あり)
- ◆当所からの様式4の発行申請締切 第8回:令和4年5月20日(金)
- ◆受付締切 第8回:令和4年6月3日(金)
- ◆申請方法 電子申請または電子媒体と書類郵送(パソコン操作は必ず)
- ◆お問合せ 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03(6632)1502

➡ 採択への近道!

持続化補助金「経営計画作成」セミナー

持続化補助金の概要説明から採択される経営計画の書き方のポイントについてのセミナーです。受講された企業には、後日、作成した計画書にアドバイスをもらえる個別相談会の特典があります。(受講料 無料) ※詳細は当所HPへ

- ◆日 時 令和4年5月10日(火) 14:00～16:00
- ◆会 場 東金商工会館1階大ホール
- ◆講 師 中小企業診断士 伊能賢一氏
- ◆対 象 東金市内で本事業計画を実施する小規模事業者
- ◆定 員 20名(先着順) ※1社2名まで
- ◆申込締切 5月6日(金)厳守
- ◆申 込 先 東金商工会議所 ☎0475(52)1101

